

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	住宅	定住奨励金 (ただし、定住促進分譲団地のみ)	★ ○義務教育終了前までの子ども一人につき30万円(上限90万円)を補助します。 ○定住促進分譲団地に住宅を新築し定住する方で、かつ義務教育終了前まで(中学生以下)の子供のいる方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。
いちき串木野市	住宅	住宅建築(購入)補助金 (ただし、定住促進分譲団地のみ)	★ ○住宅の建築費・購入資金の5%(上限50万円)を補助します。 ○いちき串木野市外からの転入者で、市の定める定住促進分譲団地に住居を新築・取得した方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。ただし、羽島矢倉団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地については、中学生以下の子を持つ方の場合、市内居住者も補助の対象となります。 ○夫婦のいずれかが40歳未満の場合20万円を補助します。 ○市内業者(本社所在)と建築請負契約又は売買契約の場合20万円を補助します。
いちき串木野市	住宅	土地購入補助金 (ただし、定住促進分譲団地のみ)	★ ○土地購入費の10%(上限100万円)を補助します。 ○定住促進分譲団地に定住する方で、自宅の新築及び購入に付随する土地の購入をした方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。
いちき串木野市	住宅	転入者住宅建設等補助金	★ ○住宅の建築費・購入資金の5%(上限50万円)を補助します。 ※ただし、市内中心部においては上限30万円です。 ○夫婦いずれかが40歳未満の場合は10万円を補助します ○市内業者(本社所在)と建築請負契約又は売買契約の場合10万円を補助します。 ○義務教育終了前までの子ども一人につき10万円(上限30万円)を補助します。
いちき串木野市	住宅	定住促進住宅事業	★ ○酔之尾東団地を定住促進住宅(子育て支援住宅)として利用できます。 ○18歳以下のお子様1人につき、1,000円の家賃減額助成があります。
いちき串木野市	住宅	住宅リフォーム事業補助	★ ○20万円以上の工事に対して、15%の補助をします。(限度額:15万円) ○自宅のリフォーム工事等を、市内業者(本社が市内)が行うことが条件となります。 ○外構工事・倉庫・車庫の増築及び設備機器等の購入で改修工事が伴わないものは対象外です。 ○工事が平成31年3月までに完了することが条件になります。
いちき串木野市	住宅	空き家バンク制度	★ 空き家を【売りたい・貸したい】人(所有者等)と、居住するために空き家を【買いたい・借りたい】人(利用希望者)をつなぐための制度であり、空き家の再利用や有効活用を図ることで、いちき串木野市の定住促進及び地域の活性化を目指します。
いちき串木野市	住宅	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	★ ○市内に居住(又は居住予定)し、住宅の太陽光発電システムを設置する方に対して補助をします。 《市内業者からの購入もしくは設置》 上限額6万円(1kwあたり2万円) 《それ以外の場合》 上限額3万円(1kwあたり1万円)
いちき串木野市	住宅	結婚新生活支援事業	★ 市では、結婚に伴う新生活に係る費用(居住費・引っ越し費用)を補助し、婚姻に伴う経済的負担をサポートしています。 【対象となる方】 以下の全てを満たすことが必要です。 (1)平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯 (2)平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間に結婚を機に本市に住居を新たに購入・賃借し、当該住宅の住所に居住している世帯 (3)平成29年中の世帯所得が340万円未満であり、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の世帯 (4)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと(個人負担部分が対象) 【補助の対象となる経費】 (1)結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用 ・駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外 (2)結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用 ・賃料、敷金、礼金(保証金などこれらに類する費用を含む)、共済費、仲介手数料が対象 ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外 (3)結婚に伴う引っ越しの費用 ・引っ越し業者または運送業者への支払いその他の引っ越しにかかる実費が対象です。 ・不用品の処分費、自らレンタカーで引越した場合は、友人等に頼んで引越した場合の費用は対象外です。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	住宅	㈱いちき串木野電力	<p>★ 市では、市が51%を出資して㈱いちき串木野電力を設立しました。 公共施設、市内事業所、一般家庭の電気料金をこれまでよりも安く提供し、収益の一部を子育て支援や地域福祉の向上に役立てる環境維新のまちづくりを推進しています。</p> <p>【いちき串木野電力の3つの特徴】</p> <p>《その1. おトク》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【しみん応援プラン】により、今までの電力会社より安く提供でき、家庭の毎月の電気料金を削減できます。 (既存の電気契約や電気の使用状況等によっては、削減できない場合があります。) <p>《その2. あんしん》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同じ送配電設備を使用しているため、電気の品質は変わりません。 <p>《その3. みちか》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【はぐくみ応援プラン】により、基本料金が供給開始日から24ヶ月間無料になります。 (2歳未満のお子様がいる家庭が対象です。)
いちき串木野市	移住体験	おためし居住施設	<p>★ 田舎暮らしを希望されている方に、一定期間市が設置する「移住体験住宅」で実際に田舎暮らしを体験し、いちき串木野市の町並みや自然、人情などに触れていただく事で移住計画者を応援します。</p> <p>利用期間は1泊から30泊までとなります。</p> <p>体験住宅利用料(1棟あたりの金額、光熱水費などの必要経費を含む)は、人数に関係なく、利用期間に応じて下記のとおりです。</p> <p>1泊以上13泊 1泊あたり2,000円を加算 14泊以上27泊 1泊あたり1,500円を加算 28泊以上 1泊あたり1,000円を加算</p> <p>設置地域: 中心部…KACCHEL(カッチェル)・周辺部…羽島おためし住宅</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規就農者支援金	<p>★ ○新たに専門的に就農した方で、販売農家(経営耕地面積が30アール以上又は農畜産物販売金額が50万円以上の農家)である方に、1人につき50万円とし、1回限りとする。ただし、夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営であることが明確である場合)は、夫婦合わせて75万円支援します。</p> <p>○市内に住所を有し、おおむね55歳以下の方が対象です。</p> <p>○実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的に就農する意志がある方が対象です。</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規沿岸漁業就業者支援金	<p>★ ○新たに、専門として沿岸漁業に就業する方で、今後も継続的に沿岸漁業に就業する意思があると認められる方に、1人につき50万円支援します。</p> <p>○市内に住所を有し、65歳以下の方が対象です。</p> <p>○本市にあるいずれかの漁業協同組合の正組合員になり1年を経過していない方が対象です。</p>
いちき串木野市	起業	空き店舗等活用促進事業補助	<p>★ ○市内商工業の育成及び振興に寄与するため、市内空き店舗等を活用し、新規開業を行う事業者に対し補助します。</p> <p>【店舗改装経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限300千円(対象経費の1/2) <p>【空き店舗等の家賃補助(駐車場代含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の6ヶ月間: 上限30千円 ・7～24ヶ月間 : 上限15千円(対象経費の1/2)
いちき串木野市	出産・育児	未来の宝子育て支援金	<p>★ ○出生祝金として、第1子:2万円・第2子:3万円・第3子:10万円を支給します。</p> <p>○誕生日祝金として、第3子以降出生子一人につき1歳から5歳までの誕生日ごとに1万円を支給します。</p> <p>○入学祝金として、第3子以降出生子一人につき小学校入学時に入学祝金として5万円を支給します。</p> <p>○第1子以降または第3子以降出生子の養育者で、本市に引き続き1年以上住所を有する方に助成し、継続した子育て支援を行います。</p>
いちき串木野市	出産・育児	乳児紙おむつ購入費助成事業	<p>★ ○紙おむつの購入費として、乳児1人につき20,000円を限度額として助成します。</p> <p>○市内店舗で購入した紙おむつが対象で、乳児を養育している保護者に対して助成します。</p>
いちき串木野市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精・男性不妊の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。</p> <p>1 交付対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定不妊治療を受けており、かつ法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2) 夫婦のいずれかが市内に住所を有しており、かつ1年以上居住している夫婦であること。 (3) 夫及び妻の前年の所得(ただし、1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計が730万円未満であること。 (4) 市税、市営住宅の家賃、保育料等の滞納がないこと。 (5) 妻の治療初日年齢が43歳未満 (6) 県の不妊治療費助成事業承認決定者 <p>2 助成額</p> <p>特定不妊治療・男性不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の治療につき各10万円上限 ・妻の年齢(治療初日) <ul style="list-style-type: none"> 40歳未満の方 通算各6回 40～42歳の方 通算各3回 <p>・ただし、他の市町村(政令市及び中核市を除く)から既に助成を受けている場合は、その助成回数を通算回数から控除します。</p> <p>・申請期限: 県の決定通知日から起算して3か月以内</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	出産・育児	地域子育て支援センター事業	★ 乳幼児を持つ全ての子育て家族の育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。相談及びサークル参加申込みについては随時受付けています。(相談、参加費は無料)
いちき串木野市	出産・育児	3人以上・第2子の保育料の無料化(幼稚園・保育園)	★ 市では、少子化対策の一環として子育て世帯の負担を軽減するため、平成30年4月から3歳以上で、かつ第2子の保育料を無料化しました。 3歳以上とは、平成30年4月2日現在(以下(基準日といいます。))で満3歳以上の者です。また、第2子とは、国の制度上の第2子のことであり、次の児童を指します。 ①幼稚園の入園児(認定こども園(幼稚園部分)を含む) ⇒基準日において、小学校3年生以下の範囲内で、上から順番に第1子、第2子…とカウントします。 ②保育園の入園児(認定こども園(保育園部分)または、地域型保育(家庭的保育事業等)を含む) ⇒基準日において、未就学(満5歳以下)の範囲内で上から順番に第1子、第2子…とカウントします。
いちき串木野市	教育	ファミリーサポートセンター事業	★ ファミリーサポートセンターへの会員登録を行うことで、保育所・幼稚園・学童保育などへの送り迎えや、放課後の一時預かりなどの援助を受けることができます。 【利用料金】 ・月曜日から金曜日(祝日を除く) 7時から19時 : 300円/30分 ・上記以外 土日・祝日 : 350円/30分
いちき串木野市	教育	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	★ 授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。 利用時間は最長19時まで、保育料は各クラブや利用時期によって異なります。
いちき串木野市	教育	本に親しむ取り組み	★ 市では、幼い頃から本に慣れ親しむことで、心豊かな成長を願うとともに、親子で一緒に触れ合うきっかけづくりとして、市内在住の対象の子ともに絵本をプレゼントしています。 《対象者・申込について》 【ブックスタート(6カ月を迎える子)】…市の6カ月検診参加時に申し込み 【セカンドブック(3歳を迎える子)】…市の3歳時検診時に申し込み
いちき串木野市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ ○医療費の自己負担額を全額助成します。 ○健康保険に加入し、本市に住所を有する中学卒業まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもが対象です。 ※ただし生活保護世帯、重度心身障害者医療費助成受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外です。
いちき串木野市	福祉	長寿祝金支給	★ 市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、敬老の意を表すために長寿祝金を支給します。 【支給内訳】 ・満80歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満88歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満90歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満95歳 5,000円(基準日:9月1日) ・100歳以上 10,000円(基準日:9月1日) ・100歳到達者 50,000円(基準日:100歳到達日)